

2020年5月29日

生徒・保護者各位

錦城高等学校における新型コロナウイルス対策について

錦城高等学校
校長 松林博之

厚生労働省の「新しい行動様式」の発表を受けて、文部科学省による「学校の新しい行動様式」が公表されました。新型コロナウイルス感染症対策による出席停止に関し改定を行いましたので、下記をご確認ください。

風邪症状の場合

- ① 発熱等の風邪の症状がある場合には、自宅で休養すること。
同居の家族に風邪症状が見られる場合も同様とする。この場合、出席停止の扱いとなる。
- ② 登校再開の目安は風邪症状が消失し、完治した場合、または医師の判断があった場合（診断書不要）
- ③ 登校再開の際は②の条件を満たした場合とし、保護者による本校既定の「[治癒報告書](#)」を登校日に提出すること。

新型コロナウイルスに感染した場合

- ① 学校保健安全法第19条による出席停止となり、治癒するまで出席停止とする。
- ② 感染が確認された場合は学校に報告をする。
- ③ 登校再開の際は医療機関に依頼し本校既定の「[治癒証明書](#)」を登校時に提出すること。

濃厚接触者として特定された場合

- ① 保健所より濃厚接触者に特定されたひとは、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間の出席停止となります。証明書等の提出は不要です。

【学校再開時みなさんが必ず行うこと】

- ① マスク（予備マスク2～3枚鞆に入れる）ハンカチ・タオル、マスクを置く際の清潔なビニール袋や布、フェイスシールドを入れる大き目（約30cm×40cm）のビニール袋などは個人で準備してください。
- ② 熱中症予防のため、毎日マイボトルを持参してください。
- ③ 授業中はマスク・フェイスシールドを着用してください。
- ④ 換気を行う関係上、体温調節が行えるよう工夫してください。
- ⑤ 毎朝必ず検温後、[体調管理票](#)に記入をして、**毎日学校に持参してください。**
- ⑥ 登校後、体調不良を感じた場合、**待機室**へ行き、体調確認後、早退してください。
(感染予防のため保健室や職員室には行かないこと)
- ⑦ 咳エチケットを順守してください。
- ⑧ こまめな手洗いを実施してください。
- ⑨ **食堂再開後は混雑が予想されるため、保護者はできる限りお弁当を持参させてください。**
- ⑩ 体調が優れない場合には登校せず、良くなるまで自宅で休養するようにしてください。

新しい生活様式を取り入れながら、感染予防をしていきましょう。

また、ご不明な点がございましたら学校へご相談ください。